

3-3 早期審査制度

通常、特許庁では出願審査請求が行われた順番に審査が行われます。出願審査請求が行われた特許出願は多々ありますので、出願審査請求を行っても実際に審査が行われるまでにかかなりの時間がかかります。順番待ちの時間が長いのです。一方、なるべく早く特許権をとりたい場合があります。このような場合、一定の条件を満たしていれば特許庁で他の出願よりも早く審査してくれます。

● 早く特許権をとりたいときに利用しよう

特許庁へ出願審査請求をしてから何らかの回答（拒絶理由通知または特許査定）がくるまでには時間がかかります。おおむね1年弱かかると考えてよいです。特許出願してから3年後に出願審査請求を行って、その1年後に拒絶理由通知が来て、これに対して補正書や意見書を提出し、その後、特許がとれたとすると、特許出願してから5年後くらいにやっと特許権がとれることとなります。

しかし、これでは遅いのもっと早く審査してもらいたいという場合があると思います。審査が早ければ特許権を早くとれる可能性があります。そこで、審査を早くしてくれるように特許庁へ申請を行う**早期審査制度**というものがあります。このような早期審査の申請を行うと特許庁へこの申請をしてから約3か月後（2020年実績で平均2.7か月後）に、何らかの回答（特許査定または拒絶理由通知書）を得ることができます。ですから、特許出願してすぐに出願審査請求し、同時に早期審査の申請も行うと、特許出願してから数か月後には特許権が得られる場合があります。

よって、なるべく早く特許権がほしい場合はこの申請が有効です。

● ただし条件がある

どのような場合でも早期審査の申請を行うことができます。条件があります。具体的には以下のいずれかに該当する場合のみ早期審査の申請を行うことができます。

- 中小企業、個人、大学、公的研究機関等が出願人である場合。

- 出願人がその発明について外国にも出願している場合。
- 出願人またはその出願人から実施許諾を受けた者が、その発明を実施している場合。
- グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願である場合。
- 震災復興支援関連出願の場合。
- アジア拠点化推進法関連出願の場合。

上記の詳細（たとえばここでいう「中小企業」とはどのようなものか）については、特許庁HPの該当箇所に説明されています。また、早期審査の申請を行うためには申請書（早期審査に関する事情説明書）を提出する必要がありますが、この申請書の書き方についても同様に特許庁HPの該当箇所に示されています。こちらを参照して下さい。⇒<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

● スーパー早期審査というものもある

上記の早期審査の申請を行うことで早く審査してくれるわけですが、それよりもさらに早く審査してくれる場合もあります。

これは、通常の早期審査の要件の中の実施関連出願に該当し、かつ外国関連出願にも該当する、より重要性の高い出願が該当します。早期審査よりもさらに早いので**スーパー早期審査**といわれています。

スーパー早期審査の申請を行うと1か月くらいで何らかの回答（特許査定または拒絶理由通知）がくる場合もあります。

スーパー早期審査について詳しく知りたい場合は、こちらを確認してください。⇒<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/supersoukisinsa.pdf>

審査の種類と待ち時間（3-5）

審査の種類	待ち時間
通常の審査	1年弱
早期審査	2ヶ月くらい
スーパー早期審査	1ヶ月くらい